

入善町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
入善町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

入善町教育委員会では、令和2年4月に、「入善町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」を定め、所管する学校の教育職員（以下、本計画の文中では「教職員」という。）の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保に努めてきたところです。

しかしながら、社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境は年々、複雑化・多様化しており、教職員の負担感が増している実情があります。こうした中、国は、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）を一部改正し、給特法第8条において、教育委員会に対し、教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表を義務付けました。

本町においても、教職員の児童生徒と向き合う時間はもとより、研修等で教育に係る専門的資質や能力を高める時間を確保し、教職員がその使命と職責を果たすことができるよう、給特法第8条に基づき「入善町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定します。

(2) 入善町の現状

本町における教職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりです。

【令和6年度の平均時間外在校時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 36.5 時間	17 人 (29.8%)	1 人 (1.8%)
中学校	月 49.3 時間	15 人 (42.9%)	5 人 (14.3%)

・小学校においては、年間平均時間外在校時間は月 45 時間を下回っているものの、中学校においては、上回っています。

・特に中学校においては、月 45 時間を上回る割合が 42.9%と多く、月 80 時間を上回る教員が一定数存在することから、さらなる取組みが必要となっています。

2. 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校時間等時間に関する目標

- ・平均時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員ゼロを目指します。
- ・年間平均時間外在校等時間を月平均 30 時間程度とします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上とします。
- ・時間外在校時間の削減のみを目指すのではなく、結果として、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにつなげることで、すべての教職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

※文部科学省の指針に基づく

4. 実施する業務量管理・健康保持措置の内容

国が示す指針を踏まえ、教職員が担う業務の適正化と教職員の健康保持を図るため、重点事項として、次の事項に取り組みます。

【重点取組 1 業務改善の推進】

＜教育委員会の取組み＞

- ・「業務の見直し・適正化の基本的な考え方」を踏まえながら、「学校と教師の業務の 3 分類」に基づく業務の精査や学校業務の適正化に係る見直しの検討を進めます。
- ・「学校以外が担うべき業務」について、地域人材等との連絡調整においては、学校以外の主体が中心となっていくなど、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講じるよう、対応に努めます。
- ・「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、業務の縮減、デジタル技術の活用を図りながら、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講じるよう対応に努めます。
- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、業務の精選、校務の D X 化の促進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進など、教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講じるよう、対応に努めます。

＜学校の取組み＞

- ・「学校と教師の業務の 3 分類」に基づき、学校の実情に応じた業務の精選と優先順位の設定を行います。

- ・校務分掌の在り方の見直し等により、教員間の業務の偏りの平準化に努めます。
- ・学校行事等について、児童生徒にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化などの検討を進めます。
- ・教職員の勤務実態を把握し、業務量管理を適切に行います。
- ・児童生徒の活動時間の設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう努めます。
- ・教育課程の編成・実施について、教職員の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間計画を編成・実施します。

【重点取組２ 働く環境の整備】

＜教育委員会の取組み＞

- ・育児、介護など様々な状況を抱えながら勤務との両立を図ろうとしている教職員にとって、個々の教職員が置かれている状況に応じた柔軟な働き方が可能となるような環境の整備を推進します。
- ・ストレスチェックについて、すべての学校において適切に実施されるよう必要な措置を講じ、対応に努めます。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を勧奨します。
- ・メンタルヘルスに関する相談等の実施に努めます。

＜学校の取組み＞

- ・年次有給休暇について、まとまった日数での連続取得を促進します。
- ・すべての教職員について、ストレスチェックを適切に実施します。
- ・時間外在校等時間が一定時間を超えた者や高ストレスと判定された者等に対して、医師による面接指導を奨励します。
- ・定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な審査を受けるよう勧奨するなど対応に努めます。
- ・若手職員を支える体制を構築するため、若手職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教職員に気軽に相談できるような体制づくりなど、相談しやすい職場づくりに努めます。

【重点取組３ 部活動改革（部活動の地域展開）】

＜教育委員会の取組み＞

- ・部活動指導については、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図るとともに、地域のスポーツクラブなどの実情にあわせ、実施可能なものから地域展開を進めていきます。

＜学校の取組み＞

- ・部活動を地域展開した場合であっても、各認定地域クラブとの適切な連携・協力するよう努めます。
- ・地域クラブ活動での学校施設の活用や地域クラブ活動での従事を希望する教職員の兼職兼業等を円滑に行うため、教育委員会と必要な連絡調整等を行います。

【重点取組 4 地域・専門人材の活用】

＜教育委員会の取組み＞

- ・授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、スクール・サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用に努めます。
- ・校務の負担軽減と I C T機器の利活用の促進のため、I C T支援員の配置の継続に努めます。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材の活用に努めます。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応として、法的観点から指導・助言できるよう弁護士等の専門家の活用に努めます。

＜学校の取組み＞

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、整理と切り出しを行い、地域人材や教員 O B の協力を得るなど負担軽減を図ります。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門知識・経験を有する人材による、より効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進します。

【重点取組 5 意識改革・理解促進】

＜教育委員会の取組み＞

- ・管理職を含むすべての教職員等に対して、「働き方改革」について理解を深める情報提供に努めます。
- ・時間外在校等時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を確認します。
- ・各学校における業務改善の取組状況を確認し、効果的な取組の横展開を図ります。
- ・保護者や地域等に対して、学校の働き方改革に関する情報発信と協力依頼に努めます。

<学校の取組み>

- ・年度ごとに策定する教育計画等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れます。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手～中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努めます。
- ・教職員の在校等時間を校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り把握するよう努めます。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・取組みの着実な実行を図るために、町内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、年に1回公表するとともに、教育委員会や総合教育会議において報告します。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる人材確保に努め、関係課・関係機関とともに取組みを進めるよう努めます。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会などの様々な機会を捉え各学校への本計画の周知を行い、啓発を行うなど教育委員会からの支援に努めます。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを推進します。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局とも連携し、保護者や地域に対して、本町の業務量管理・健康確保措置の内容について周知し、協力を得られるよう呼びかけを行うなどの対応に努めます。